

「中小企業憲章」の具体化と地域経済に貢献する金融制度を求める意見書

2010年6月18日に閣議決定された「中小企業憲章」（以下「憲章」）は、「中小企業が経済を牽引する力であり、社会の主役である」と位置付け、「中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づけ、同時にアジアなどの新興国の成長をも取り込み日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠」と、これからの中小企業の役割を明示しています。「憲章」で示された行動指針は時宜にかなったものであり、「公正な市場環境の整備」「金融の円滑化」は、必死で事業に取り組む多くの中小企業が求めているものです。

しかし、「憲章」で示された理念・基本原則・行動指針に対して、法制度や予算を通しての具体化は閣議決定から2年後の現在でも十分進んでいるとは言えません。関連法規の改正や予算への反映を速やかに行い、「憲章」を新たな中小企業政策として具体化することを求めます。

とりわけ、昨今の経済情勢のもと中小企業の資金繰りは困難な状況が続いており、中小企業の金融、資金調達の円滑化は喫緊の課題です。

よって、国におかれては、現在行われている信用保証などの緊急施策の延長・充実とあわせて、中小企業及び地域金融機関を支え、地域経済振興と中小企業金融円滑化をすすめるための恒久的新法の制定を迅速に行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年 9月20日

大和高田市議会